

国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則 平成20年4月1日制定</p> <p>第1条～第7条 省略</p> <p>第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 センター長</p> <p>二 遺伝子実験施設長</p> <p>三 機器分析施設長</p> <p>四 放射線室長 2人</p> <p>五 農学部・農学府教授会から選出された講師以上の教員 4人</p> <p>六 工学部・工学府教授会から選出された講師以上の教員 4人</p> <p>七 生物システム応用科学府教授会から選出された講師以上の教員2人</p> <p>八 研究支援・産学連携チームリーダー</p> <p>九 その他委員会が必要と認めた者。</p> <p>2 省略</p> <p>第9条～第14条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略（現行どおり）</p> <p>第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 センター長</p> <p>二 遺伝子実験施設長</p> <p>三 機器分析施設長</p> <p>四 放射線室長 2人</p> <p>五 農学部・農学府教授会から選出された講師以上の教員 4人</p> <p>六 工学部・工学府教授会から選出された講師以上の教員 4人</p> <p>七 生物システム応用科学府教授会から選出された講師以上の教員2人</p> <p>八 研究支援・産学連携チームリーダー</p> <p><u>九 総括チームリーダー（財務担当）</u></p> <p>十 その他委員会が必要と認めた者。</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>第9条～第14条 省略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則

この規則は、平成22年1月18日から施行する。